

令和5年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和5年12月17日（日曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榑	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	高	橋	健	一	君
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川		勉	君	
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川		靖	君
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	保	多	紀	江	君	
福祉課長	森	岡	彰	寿	君	
住民課長	金	澤	眞	澄	君	
経済課長	佐	々	木	康	仁	君
建設課長	松	野		孝	君	
国民健康保険病院事務長	川	島	英	明	君	
会計管理者	加	藤	勝	廣	君	
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横	田	晋	一	君
事務局次長	野	田		誠	君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜ P 3 ～ P 3 9 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

12月8日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日12月17日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 議事日程に入る前に、一言申し上げます。

本日12月17日は日曜日ですが、町執行者の協力を得て、議会を開催いたします。

足寄町議会は、「町民に身近な意思決定機関としての議会及び議会活動の活性化と充実」を主たる目的として、議会総合条例を制定し、その第6条において「議会は多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜に会議を開催するよう努める」と規定しております。

この3年間はコロナ禍により開催はできませんでしたが、本日の「日曜議会」では一般質問を行い、多くの町民の皆様にご議会に関心を持っていただき、傍聴していただきたく存じます。

本日は各議員30分の持ち時間ですが、どうか町民の皆様に分かりやすい質問・答弁となりますよう、よろしくお願いをいたします。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番細川 勉君。

（8番細川 勉君 登壇）

○8番（細川 勉君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

令和4年度決算での足寄町一般会計の歳入の48.9%が地方交付税です。

地方交付税のうち普通交付税の額は、どれだけ支出が必要かという意味合いの「基準財政需要額」から、どれだけ収入が見込まれるかという「基準財政収入額」を引いた金額とされていますが、この「基準財政需要額」を算出するには人口というものが大いに関係してきます。そこで質問です。

令和2年3月の第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来人口推計によると、2020年に6,354人の足寄町の人口が、2045年には3,604人まで減少するとなっています。

もしそのように人口が減少した場合、足寄町に入ってくる普通交付税の額はどのように変化するのか、お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員の「足寄町の今後の財政について」の一般質問にお答えします。

地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、国税として国が代わって徴収し、一定の基準によって再配分するもので、地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の

全額となっており、そのうちの94%が地方交付税、6%が特別交付税に配分されております。

各地方公共団体に交付される普通交付税の算定方法の概要につきましては、その地方公共団体が一定の行政サービスを実施し、施設を維持するために必要と想定される金額などを算定した「基準財政需要額」から、その地方公共団体において標準的に収入が見込まれる税収入などを算定した「基準財政収入額」を減じた金額が財源不足額として算出され、地方交付税として交付されます。

なお、「基準財政需要額」の算定には、行政面積や道路の延長・面積、交付税補填のある地方債の元利償還金などのほか、国勢調査人口が基礎数値として用いられております。

御質問の「将来足寄町の人口が減少した場合の足寄町の普通交付税の額の変化」につきましては、足寄町の国勢調査人口が3,604人に減少して、同じ割合で高齢者人口や児童・生徒数、学級数などが減少し、それ以外の条件が同じであると仮定した場合、足寄町の「基準財政需要額」は今年度と比べて約6億6,000万円減少する試算となります。

ただし、人口が減少した場合には、一般的に税収入も減り、「基準財政収入額」も減少すると思われることから、実際の普通交付税の額を試算することは困難であります。

また、地方交付税の財源となる各税収の状況や他自治体の状況などが普通交付税の金額に大きく影響するため、2045年に足寄町の人口が減少した場合における普通交付税の金額が今より増えるのか、減るのかについては分からない状況にあります。

参考までに、本町の普通交付税額の推移を申し上げますと、国勢調査人口が9,522人だった平成15年度が39億499万円、7,630人だった平成25年度が43

億4,604万4,000円、6,562人の令和5年度が43億9,580万9,000円となっております。

引き続き、人口減少抑制を図るための取組を進めるとともに、健全な財政運営、持続可能な魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます、細川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） ありがとうございます。

ちょっと調べたのですが、地方交付税の計算は町が行うサービスの標準的な経費を合計した基準財政需要額から税収の見込額の75%分を引いた額になります。この町の標準的な経費を算出するための項目が40項目あり、その中で人口の多さに関する項目は24項（60%）あり、さらに人口の多さに関係する学校数や学級数を含めると28項（70%）あり、また人口に関係する戸籍数、世帯数、農家数を含めると32項（80%）あります。

重複になると思うのですが、このことから人口の減少は普通交付税の額に影響を与えるのではないかという質問です。

○議長（高橋秀樹君） 保多総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） ただいまの細川議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃられるように、地方交付税の算定のためには人口が使われておりますので、人口が減りますとそれに応じて交付税は減少することになります。ただ、人口が減った分がそのままではなくて、急に人口が減る場合とか、小さな地方自治体でもそれなりの行政サービスが提供しなければいけないということから、それに応じて補正をされて、補正という調整をされ

て、小さい団体だからといって大きなところの半分だとかそういうことではなくて、ある一定の交付税が行政サービスのために交付されるという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） ありがとうございます。

地方交付税は財源不足を補填するような役割で、地方交付税の額は赤字額の大きさです。赤字額を減らすには人口対策をして、税収を増やす必要があります。

そこで、町長がお考えになる人口を増やす政策、人口の減少を穏やかにする政策、人口が大幅に減少しても技術などを利用してやりくりする政策などを検討しているならば、複数回答でもよいので教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 人口が減少することによって交付税が、少なからず人口減少に伴う部分でいくと、人口が減ればそれに伴って交付税の額というのも減ってくる可能性というのは非常に大きいなというように思っています。

ただ、先ほども申し上げましたように、全体で足寄町に必要な経費というのがありますから、その中で人口が減ることによってその分が減るというのもありますし、また収入の部分でいきますと、人口が減少することによって収入も減ってくるということが考えられます。ですから、そういった部分で収入も減るし、それから支出する部分も減ってくる可能性がある。

ただし、人口減少の部分だけですので、この足寄町みたいに広い行政面積を持っていると、コスト的には非常に多くかかる部分というのはあるだろうというように思っています。単純に人口が減ったからその分行政コストとして減っていくということだけではないのだろうなというように思っています。

ただ、そうはいつでも、やはり人口減少に伴っていろいろな障害も出てくるというか、交付税が減るということだけではなくて、働く人も減っていくとか、どんどん人口が減ることによって生じてくるいろいろな問題も出てくるという、そういうことでもありますので、なるべく人口減少を少なくしていく。

国全体として、日本全体として人口が減少してきているというのは御承知のとおりでありますから、足寄町だけが人口どんどん増えやしていくというようなことにはなかなかありません。

今よく言われているのは、東京一極集中ですとか、日本全体でいけばそういうことです。例えば北海道でいけば、札幌集中だとか、十勝でいけば帯広集中だとか、そういう人口の多いところのほうが、例えば将来的にいけば医療にかかりやすいだとか、買物だとかそういったもので不自由しないだとか、交通の便がいいだとか、そういったことがやはりありますので、どうしてもそういうところに人口が集中していくというのは、傾向として今までもあったし、これからもあるのかなというように思っています。

そういった中で、細川議員からお話あったように、人口減少をどう防いでいくのか、人口減少を少しでも抑えていくためにどうしていくのかということが大きな課題の一つであると、足寄町の課題の一つであるというように思っております。

それで、平成27年だったと思いますけれども、地方創生という人口減少をどう対応していくのかといったことが国の中でも議論され、大きな問題となってきた、そういう取組を国として取り組んでいます。足寄町もそれに応じて、地方創生の事業に取り組んできています。

議員の質問の中にもありましたけれども、令和2年3月に第2期の足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを取り

組んでおりますけれども、この第1期はたしか平成27年からだったと思っています。その中で人口減少をどう防いでいくのかといった部分を、一つは人口ビジョンということで、今後どう人口が減っていくと思われるのかという、想定されるのかといったところを人口ビジョンとして掲げておまして、先ほど議員のほうからの質問がありましたけれども、2022年に6,354人、それが足寄町の人口、2045年には3,604人というようなことで、国立社会保障・人口問題研究所ですね、社人研と言われているところが、このままにしていくと人口が減少していきますよといったパターンをつくってしまっていて、その中で平成30年度に推計した社人研のパターンの中でいきますと、2045年には3,604人ということになっています。

足寄町としては、先ほど言った足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンとそれから総合戦略の中で、それをどう防いでいくのかと、そうやって社人研で推計している人口減少をどう抑制していくのかと。人口減少の率を少しでも減らしていくためにはどうしたらいいのかといった部分の取組として、総合戦略というのをつくっているところであります。

その中で、目標として三つ掲げておまして、一つには、若い世代を中心とした安心して働くための産業振興と雇用の場の創出、それから基本目標の二つ目として、若い世代が希望に応じて結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり、それから基本目標の三つ目には、各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築ということで、三つの目標を掲げながら、その下にいろいろな取組をしてきたということになります。

そういった中で、人口減少はしてきてますけれども、一定程度、人口減少を少しでも抑えていこうという取組を今までし

てきているということでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） ありがとうございます。

最後の質問です。

今後は高齢化による医療・介護費の増大と労働力人口の減少、それに加えて、また高度経済成長期に造られた道路、橋、水道管などのインフラの更新などにより、財政を圧迫する事案が多いですが、これに対する対策をあれば教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員おっしゃるように、今後高齢化が進み、医療費が増えたりだとか、それから介護に関する事業費が増えたり、それからこれまで造ってきている道路ですとか、それから橋梁、それから公共施設、そういったものが少しずつ老朽化をしながら、それに係る経費というのは多くなっていくというふうに思っています。

そういったところでいきますと、いろいろな補助事業等を使いながら、例えば道路橋梁等については長寿命化を図っていくという形としていますし、また今やっていますけれども、学校なども大規模改修等をやっている、今、屋根、壁塗装だとか、そういったものをやっていますけれども、なるべく今ある施設を長く使えるように、そういう長寿命化を図っていくという、そういう取組をしています。

それと、今後の財政状況ということになりますと、なるべくまずは補助金を活用する。補助金があるものについては、なるべく補助金を活用しながら、国だとか道の支援をもらおうと。

それから、残る自己負担分、そういったものについては、いろいろな有利な起債等を使いながら、なるべく一般財源に町の負担とならないような形で、財政運営を進めていくということになるのかなというよう

に思っています。

なかなか人口減少を食い止めるというのは難しいと思いますけれども、なるべく人口減少を急速に進んでいくということではなくて、緩やかに進みながら、足寄町としてそこに住んでいらっしゃる皆さんが困らないように、今まで住んでいてよかったなと思えるような、そしてまた、この状況でいけばもっともずっと住んでいきたいなというように思っただけのようなまちづくりを進めていきたいなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、8番細川 勉君の一般質問を終了いたします。

次に、6番高橋健一君。

（6番高橋健一君 登壇）

○6番（高橋健一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問事項、足寄町の財政健全化についてであります。

一つ、足寄町の令和5年度当初予算書によると、令和5年度末の地方債残高は109億円に上ります。足寄町はこの負債をどのように返済していくのか、具体的な返済計画があればお教えいただきたい。

二つ、地方債の中に過疎地域の貴重な財源となっている過疎対策事業債、国の補填率は70%や、辺地対策事業債、補填率80%があります。これらの起債の発行に当たり、国から限度額などの制限が課せられているのか。また、地方債の中の臨時財政対策債について説明をお願いしたいと思っております。

三つ、今後、足寄町は人口減少や高齢化に伴い、自主財源である地方税や依存財源

である地方交付税などの減少が予想されます。足寄町は持続可能な財政運営を続けていくために、どのような対策を講じていくのか、例えば足寄町独自の課税（法定外税）などは考えられないか、お伺いしたい。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の「足寄町の財政健全化について」の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の「地方債の返済計画について」ですが、本町におきましては、地方債借入時の償還年次表を積み上げた返済計画を作成しております。また、将来借入れを予定している地方債につきましては、毎年度総合計画の実施計画を見直す際、向こう10年間の大型事業による支出や、事業実施に伴って借り入れる地方債の元利償還金などの将来の財政負担が可能か中長期的な財政推計を行い、健全な財政運営を図ることができるよう努めております。

2点目の「過疎対策事業債や辺地対策事業債の限度額などの制限について」ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する過疎対策事業債のソフト分のみ毎年度発行限度額が定められております。

その他の地方債につきましては、限度額は定められておりませんが、国が毎年度定める地方債計画において、地方債ごとに計画した額を地方公共団体の借入希望総額が上回った場合は、配分額が調整される場合があります。

次に、臨時財政対策債についてですが、臨時財政対策債は国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足を補うために平成13年度に導入した地方債の一種で、その元利償還金は国が後年次に全額地方交付税措置することになっております。

3点目の「持続可能な財政運営を続けていくための施策について」ですが、現時点

ではふるさと納税などの自主財源確保に努めるとともに、国・道などの補助制度や有利な地方債の有効活用、適正な受益者負担、公共施設の長寿命化及び計画的な整備、事務事業の効率化によるコスト縮減などにより、健全な財政運営に努めながら、住みたい、住み続けたい、住んでいてよかったと思っていただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えており、現在のところ足寄町独自の法定外税を導入することは考えておりませんので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 今回は細川君と二人で財政問題にチャレンジしようということで、二人で相談して、細川君が一の矢で突破口を開いて、そして私が二の矢で財政問題の核心に迫っていくという方針でしたけれども、できているかどうか分かりません。

今日の財政問題に関しては、ちょうどいいタイミングで広報あしよろの12月号に詳しく掲載されておりますので、これを利用させていただきます。

まず本題に触れる前に、私昔から気になっていたのは、地方債の問題ですよね。その中で、非常に有利な地方債がありますよね。それが過疎対策事業債、補填率70%、辺地対策事業債が80%。そして何と臨時財政対策債が100%国の補填ということになれば、どんどんこれ使えばいいのではないかと。事業をするときには全部こういうのを使って、国に要求して、足寄大変なんだから金下さいというふうに要求できないものですかね。

それからもう一つは、いつも気になったのですけれども、事業債に対して交付税によって措置されるというのが必ず条件がついている。交付税によって措置される、こ

れはどういう意味ですかね。いわゆる私の感覚では、70%、80%の国からの補助があれば、交付税が減らないのではないか。交付税は別に足寄町に、交付税というのはもともと足寄町がお金足りないのだから黙って好きに使ってくださいというのが、いわゆる地方交付税の在り方だと思うのですね。それに対して、プラス上乗せされて補填されるのか。いわゆる過疎債など使ったら、もともと足寄にくれるはずの交付税が減らされているのか。その辺がまだしっくり来ないのですよね。このくせ者の言葉ですね、交付税によって措置されるということの説明をよろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 過疎債、それから辺地債、毎年毎年、過疎債であれば12年償還で3年間据置き、それから辺地債であれば10年償還で2年の据置きというようなことで、償還をしていかなければならないのですけれども、償還するとき、元利償還金というのが毎年据置期間過ぎた後には出てくるわけですね。その分が基準財政需要額の中にプラスされるということになりますので、その分が措置されるという、そういった意味で、その分が町がお金を払わなければならない部分、その部分に上乗せされるわけですから、そういった部分ではその部分が償還しなければならない部分、そういったものを見てもらっていると、国の交付税の中で見てもらえているという形になっています。

それぞれ使い道というのが決められておりまして、何でもかんでもこの過疎債だとか辺地債、それから臨時財政対策債を使えるということでは……、臨時財政対策債は何でも使えるのだね、使い道が一定程度限られてきているということですので、例えば足寄町が何か事業をやりますよ、補助金もらいましたよ、補助金のほかにどうしても、大体補助金多くても2分の1だとすると、2分の1は町が負担しなければならな

い。そういった部分を例えば過疎債だとか、辺地債だとか、そういったものを使わせていただいて、その部分の負担を減らしていくと。要するに、自分たちで足寄町の負担ではなくて、後で返済するときに後年次80%とか70%を国が返済の償還金を見てもらえるというような、そんな形になっていますので、何でもかんでも使えるという形にはなっておりません。

それから、臨時財政対策債については、これはもともと交付税の財源が国の中で不足しているということの、それを国と自治体で半分ずつ借入れという形で作りますよというような形になっていますので、これは使い道は何でも、交付税と同じですので使い道は特に制限がないのですけれども、ただし、交付税の言ってみれば財源不足分ということなので、先ほど細川議員とお話をしていた部分の、財政需要額から財政収入額を減じて、要するに不足分、その部分に充てる部分ということになりますので、自治体ごとに金額が決めてくると。限度額が決めてくるということになりますので、要するにそれは交付税の代わりにこの債権を発行すると、起債を出すということになりますので、そこは金額が変わってくると。その代わりに使い道は変わらない、特にどういうことに使わなければならないとかという、そういう制限はないという形になっています。そういうことで、後年次交付税の代わりにですから100%戻ってくるという形になりますので、そこは十分に使うことができます。

いずれにしても、足寄町としては、そういう過疎債ですとか辺地債ですとか、有利なそういう起債を使わせていただいて、なるべく町の負担を生じないような形で事業を実施するというところで、健全な財政運営をしていこうということ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 分かりました。

いわゆるありがたい国の補助だというふうに考えればいいと思うのですけれども。

例えば特老をつくるときでももちろん過疎債使いますよね。あれは全部要求したりはできないのですか。ほかにいろいろ補助だとか自主財源も使わなければいけないですよ。過疎債全部使わせてくれと、そうはいかないのですか。目的的にはいいですよ。素晴らしいことやるわけですからね。それは国はどういうふうに見ているのか、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 特別養護老人ホームの関係でありますけれども、ここ補助金がありますので、補助金を一定程度頂いて、残った分を全部過疎債で使えないかということでもありますけれども、特別養護老人ホーム自体は、言ってみれば介護保険事業で事業として成り立っていかねばならない施設ということですので、全額を過疎債ということではなくて、過疎債と介護保険事業債という、それぞれの2分の1ずつ、町の負担の中での2分の1ずつを借入れをしてという形になります。過疎債は先ほども言いましたように、後年次で7割ぐらゐの補填があるということですが、介護保険サービス事業債のほうは補填がないということで、これは本当に単なる、単純にいけば一般的な借金、お金を借りてその分は後で返していかなければならないということになります。

全てにわたってそうですけれども、町がやっている事業の中でも、やはり介護保険のように事業として成り立っていかねばならない、介護報酬だとかもらいながら、それから個人のそれぞれの受益者の方たちの負担をもらいながらという形で、事業を成り立たせていかなければならない、要するに企業会計にはなっていませんけれども、企業会計と同じような、特別会計の中で、本当は本来でいくと成り立たせなけ

ればならないという事業になっていますので、そういう有利な借入れを全部使えるという形にはなっていないということで、半分だけ過疎債が使えて、半分については起債はありますけれども、それはきちんと元利償還金、きちんと返さなければならないという、そういう仕組みとなっているということでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） ちょっと今気になったのですけれども、介護保険の事業ですよ。ということになると、ちょっと気になるのですけれども、介護保険料が上がるようなことは考えられないのでしょうか。まだそういうことは考えていない、これからの話ですか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

介護保険の保険料につきましては、介護給付費として居宅サービスとか施設サービス、大きく言ったらヘルパーでやったときの利用者は1割負担、一般の所得の方は1割負担で9割が介護保険で支払われると。その中で、今そういうような施設サービスであれば1割ですとか食費とか、そういうような負担で費用が出て、その中で65歳以上の町民の方は17.5%を、足寄町の町民が65歳以上の方が12か月、1年間で負担していただくという形であります。そこで、施設サービスの中の特別養護老人ホームの費用が上がった場合には当然住民の方の、65歳以上の方の負担が増えますが、今例えば足寄町の特養が56床ございます。新しい特養が49床ということで、利用者の数が少なくなるので、若干今の多床室からユニットケアで個室になって、若干高くなっているという部分もあるかと思っておりますけれども、総体的にはそれほど費用が変わるといようなところではないと見

越してますので、介護保険の総費用イコール65歳以上の方々の介護保険料はそれほど、それほどというか定員から考えると変わらないのではないかとというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 本題に戻りたいと思いますけれども、財政問題ですよ。どこもこれは大変ですよ。だから、細川議員の質疑の中の答弁にもありましたけれども、やはり分からないのですね、これね。試算することは困難であると町長の答弁ですけれども、「健全な財政運営、持続可能な魅力あるまちづくりを進めてまいります」、非常に曖昧な表現で終わらせているのではないかと、そんな感じがします。本当に大変なのではないかと。

ちょっと資料を見ますと、足寄の借入残高ですね。私が調べたのは109億円だったのですけれども、この資料だとちょっとアップしてますね。118億5,280万円。この借金を返しながらいろいろな施策を講じていかなければいけない足寄町、本当に気の毒だと思いますよね。とにかく福祉、充実した福祉を目指さなければいけない。医療、教育、子育て支援、防災、インフラ整備、それから箱物のメンテナンスありますよね。今まで足寄町はよくやってきたと思います。本当に子育てとか福祉に関しては、本当に足寄町よくできると、お金持ちだななんてほかの町村から言われるくらいよくやってきたと思います。問題はこれがこれから続くかどうか勝負なのですよね。

そこでどうするかと、私もさっき言ったように、もうどこかからお金出さなければいけないのだと。本当はみんなが喜んでお金出してくれるのが理想ですよ。だから足寄独自の税金などどうですかと言ったのはそこにあつたのですけれども、私はほとんどやりませんと答えられるのではないかと

と思って出したのですけれども、割と結構日本ではやっているのですね、これね。別荘等所有税、こんなのは関係ないか、うちで。歴史と文化の環境税とかね。使用済核燃料税、環境未来税、環境協力税、そして何とかお金を引き出してまちの経営に当たろうじゃないかということでもあります。

私がやはり心配しているのは、足寄だけではなくて国もひどい状態ですよ。国の借金が1,100兆円に迫る、そんな状態ですよ。そうすると、国民1人当たりの負担がどのぐらいになるかというところ850万円ぐらいになるのか、ちょっと計算して間違っていたらごめんなさい。850万円ぐらいです。

そして、足寄町はこの計算すると幾らになるのかな。足寄町も結構大変ですよ、これ。私はこの118億円を大体足寄町の人口6,100人で割って190万円ぐらい。1人190万円ぐらい負担しなければいけないということです。総務課長、合ってますか。私うそ言っているかもしれない。

それから、我々は国民だけではないのですよ。足寄町民だけではなくて、もう一つ道民という、そういう肩書があるわけです。北海道民でもあるわけですよ。道民、これ北海道も大変な借金抱えてまして、6兆円、北海道の人口が520万人と計算して、115万円ぐらいです。合計すると、1人で1,155万円の負債を抱えていることになります。1,155万円です。

だから、うちの家帰ってかみさんにこれだけかかるよと言ったら、我々小さい頃思い出したら、もう水道もない、もちろんテレビや冷蔵庫や洗濯機もないような状態からはい上がって、高度経済成長の中で非常に恩恵を受けてきて、非常に豊かな生活をさせてもらったのだから、ある程度お金払わなければいけないよね、けれども二人で2,300万円はちょっときついよねなんていう話をしていたのですけれどもね。これ

どうやって解決していくのかももう分かりませんし、何か国会議員の方も道議会議員の方もこの話したらみんな逃げるから、どこに真実があるのか分からないのですけれども、中にはとんでもないこと言う人がいて、本当に立派な経済学者が唱えているのですけれども、MMT理論というのですね、モダンマネタリーセオリーというのです。これはすごいのですね。財政出動どんどんしなさいと。だってまだ日本は潰れたわけではないから、どんどんどんどん金出さないと、けちっていたらじり貧になってとんでもないことになるよと。だからヘリコプターマネーを空からどんどんどんどんばらまいて、みんな個人的にお金ばらまけば、ぱっと、1人1,000万円とか。そうしたらみんな使うでしょう。それがだっと動いて動いて、そして経済を活性させると。1,000円の10回もあつたら1万円になるのだと。1,000円札が1万円分の買物ができるのでしょう、10回回せば。そういうような考え方で、そうかなと私も思ったのですけれども、よくよく考えたら私すごく悲観論者なものですから、こんなことして大丈夫なのかなと。紙幣なんてのは元々紙切れですからね。あれは政府や日銀のそういう信用があって成り立っているお金ですから、あまりばらばらばらばらお金刷ってばらまいて、だんだんだんだん薄くなってしまって、お金の価値が薄くなってしまって、最終的には紙切れみたいになるのではないかと。それを私は恐れています。世界でも、日本とは状況違いますけれども、例えばベネズエラなどだったら100円のパンがしばらくたつたら100倍になっていると。だから日本もこんなことにならなければいいなと。100円ショップがみんな100万円ショップになってしまうのではないかと、そういうことにならないように、やはり私は気をつけなければいけないと。

最終的にこのまま放置すれば、我々が一

生懸命蓄財した財産というものはみんな無に帰するのではないかというふうに心配しています。私の未来の構想はやはりディストピアです。ディストピアです。そういうようなところまで想定しながら、考えすぎなのかもしれませんけれどもね。

それで、どうやって解決していけばいいのか分からないのですけれども、足寄町で生き延びようと、足寄町が生き延びる道を探さなければいけない。町長中心にして一つになるということですかね。何か政治って一つになってませんよね。スポーツとか音楽とか演劇とか、そういうのだったらみんな一つになって、観客とステージが、選手とわっと一体になって盛り上がるのに、なぜ政治盛り上がらないのでしょうか。それがすごく残念だと思うのですよ。そういうものを含めて、どうしようもないかもしれない。少し諦めてますけれどもね。私は人生もそろそろ短くなってきているから。けれども、これからの未来の子供たちを考えたときに、何か手を打たなければ駄目だと。そこでもう少し具体的な構想ですね、それを町長から、足寄町のビジョンですね、財政問題を含めて、どうやって立て直していくのかというビジョンをまずお教えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○副長（渡辺俊一君） 法定外税については、やっていらっしゃる場所もありますけれども、決して多くはないという状況なのかなというように思っています。全国的に見ても、町村でいくとそんなに大きな数ではないのかなと。北海道の中でいけばもっと本当に少ない状況でありまして、なかなか新たに税の負担を求めるとするのは、簡単なことではないのかなと思っております。現状でいけば新しく税を町として設けて、その税をとというようなことは今段階では考えていないということになります。

確かに足寄町はもともと以前から結構そういういろいろな有利な起債だとか、そういったものを活用させていただいてきて事業をしてきているというのは実態としてあります。それが起債の、町債の多さになっていくのかなというように思っています。100億円を超えるぐらいの起債がありますけれども、先ほども申し上げましたように、その中で国からの支援、国からの交付税で措置されるという部分もありますので、実際に町として負担しなければならないというのは、それから比べるとかなり少なくなってきているのかなというように思っています。

そういったこともありますし、また計画的に多くの起債を使っていろいろな事業をやってきたという部分でいきますと、そこは、先ほども申し上げましたように、計画的に返済をしていくという計画をきちんと持っていますので、すぐにそれを全額を返済しなければならないということだと、これまた大変なことになりますけれども、先ほども申し上げましたように、10年とか12年とかという中で返済をしていくということですので、それをつくったものというのは残るわけですから、それは町民皆さんがずっと使っていける。もっと言えば、10年で返済するかもしれないけれども、20年、30年と使っていける施設ができるわけですから、それは町の財産としてきちんと残っていくというものになるというように思っていますので、それぞれ町民の皆さんに町税という税金でそれぞれ負担をしていただきながら、そういったものを計画的に返済していけるような、そういった形ですと永続的に使って、永続的にはならないかもしれないけれども、長寿命化も図りながら長い期間使っていくということで町民の皆さんの利便性を図っていくということになるのかなというように思います。そういった部分の利便性が図られている部分の負担というのは、それぞれ税金の

中で負担していただくというような形になるのかなということなのかなと思っています。

ですから、確かに町の町債、借金が多いですよという部分もありますが、それは計画的に、それは足寄町の中に資産が残っているということになりますから、それをみんなで長期的にきちんと使っていこうということでありますので、町民の皆さんが足寄町に住んでいてよかったと思えるような、そういった足寄町でそんなに不便なく暮らしていけるというような、そういったものによって変わってきているのではないかなと思っています。

それと、町債だけではなくて、貯金のほうもありますので、基金も一定程度持ってきていますので、そういったものを活用しながら、短期的な話ではなくてやはり長期的に持続可能なまちづくりというのをしていかなければならないのかなというように思っています。

そういうことを含めて、短期的に見ると大変な部分もありますけれども、しかしながらやはり計画的に、これからまた総合計画などもつくりますけれども、来年度策定する予定になっていますけれども、そういうものをつくりながら、少し長期的に見ながらまちづくりを進めていくということになるのかなというように思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） そうですね。足寄町、やはり税金という形で寄せといたらなかなかお金出せないのですけれどもね。

○議長（高橋秀樹君） 終わりです。

明日、持ち越しでよろしいですか。今日でよろしいですか。

○6番（高橋健一君） いいです。結構です。大丈夫です。

本当に若者、ばか者、よそ者の力を結集

して、何とか足寄を盛り上げていただければ、こういう税収とか、そういうお金も集まってくるのではないかなという期待を持っています。

町長にはぜひそういう求心力を発揮していただいて、足寄のために頑張ってくださいと思います。

どうも本日はありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、6番高橋健一君の一般質問を終了します。

11時5分まで、休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、7番木村明雄君。

（7番木村明雄君 登壇）

○7番（木村明雄君） それでは、議席番号7番。議長のお許しを頂きましたので、北海道横断自動車道について質問をいたします。

北海道横断自動車道、これは網走線、足寄から北見間79キロ、当初計画となっております。2015年に北見西から訓子府間、17年には訓子府から陸別小利別区間が開通し、足寄陸別間31キロは費用対効果が見込めないとし、06年に当面着工はしないと事業が凍結されておりました。

現在、北海道開発局によりますと、足寄陸別間31キロ区間、正式に事業再開すると発表がありました。

渡辺町長、高橋議長をはじめ北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会、有識者の多くの皆さんの御尽力があればこそと考えます。

これについてお尋ねをいたします。

1、足寄陸別31キロ区間、費用対効果が見込めないと凍結した区間を、なぜ現在、事業再開が決定されたのか、その理由について情報があればお伺いをいたします。

2、十勝オホーツク横断道完成後には、

観光振興、物流の効率化、福祉・医療の充実、災害時の代替ルートが考えられますが、我が町にとって大きなメリットはどのようなもの、何が考えられるのか。具体的な案があればお伺いをいたします。

3、この横断自動車道ができることにより、町なかを通らず、我が町への客足が素通り現象を起こさなければよいが、これがちょっと心配であります。これについてもお伺いをいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の「北海道横断自動車道について」の一般質問にお答えします。

まず、1点目の凍結された区間が事業再開された理由についてですが、平成28年8月の豪雨災害で道央圏と道東圏を結ぶ主要道路網が寸断された際、十勝産の生乳が旭川・紋別自動車道などを迂回して苫小牧港へ輸送されたことで、広域的な迂回路の重要性が再認識されたことが大きな要因となったほか、北海道横断自動車道足寄町から陸別町陸別間が平成18年2月に国土開発幹線自動車道建設会議において、当面着工しない区間とされて以降、各期成会などを通じ、地域一体となって事業再開に向けた要望活動を続けたことが実を結んだものと考えております。

これらの理由により、令和3年4月に国土交通省が策定した「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」で早期の整備が必要とされ、その後、同年7月に開催された北海道開発局事業審議委員会において、災害時の迂回路確保や農産物などの物流効率化を図るために事業の再開が妥当と判断され、事業が再開されることとなりました。

2点目の足寄から陸別間開通の我が町にとっての大きなメリットについてですが、最大のメリットは国道が通行止めとなった際の代替路確保であると考えております。足寄陸別間の国道242号は並行する代替

路がないため、交通事故や冬期交通障害などで通行できなくなった場合に大きな影響が生じることが想定されるほか、河川洪水浸水想定区域図においては、足寄陸別間の国道242号の約90%が浸水範囲となっており、災害時の孤立防止や救助活動のために、高速道路が非常に有効であると考えております。

3点目の「足寄陸別間開通によって足寄町への客足が素通りするようにならないか」の御質問につきましては、平成15年の足寄インターチェンジ開通後、国道241号を通る車が減少した事例があり、足寄陸別間開通によっても人の流れは変わるものと思われま。特に他のまちを観光やビジネスの目的とする方は、一刻も早く到着しようと高速道路を使用し、足寄町を素通りして目的地へ向かうことが想定されま。

一方で、足寄陸別間の開通や本別ジャンクションのフル整備化などで道東エリアの広域周遊観光活性化が図られるため、道内外の観光客誘致も期待されま。

足寄陸別間の延長が31キロメートルと非常に長く、開通までには長い期間を要すると見込まれますが、足寄町へ人を呼び込むことができるような魅力あるまちづくりを今から進めていく必要があると考えております。

高速道路開通を見据えた取組を検討するため、11月2日に町内12団体・企業による「まちづくりネットワーク会議」が発足したことから、町としても民間主導の当該会議の取組へ積極的に参画するとともに、必要な支援を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） ここで再質問をい

たします。

さきの質問と重複するところもあろうかと思いますが、確認のため御容赦願いたいと思います。

まず、道東自動車道は帯広、音更から池田、本別、足寄区間の開通が1999年、平成11年10月に開通しておりますが、次は北海道横断自動車道、これは十勝オホーツク道は北見から足寄まで高規格道路の建設計画があり、私たちは夢と希望を抱きながら、これからは帯広、札幌方面、または網走、北見方面へと行くにも大変便利になる、近くなると、そんな期待をしたものであります。

しかし、北見陸別間までは建設するが陸別から足寄間については経済効果が見込めないとし、この事業は凍結となりました。近年隣接町も年々人口減になっております。膨大な予算をつけて建設はさらに一層経済効果が見込めないものではないかと、私は考えたわけではありますが、これについて町長はどのようなお考えか、所見を伺いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高速道路は都市間と都市間を結ぶ非常に重要な交通網ということになりますけれども、その中では非常に都市と都市とを結んで時間を短縮だとか、そういったものが図られるということで、非常に大きな効果があるものというように考えています。

とりわけ、足寄町でいきますと、足寄からももちろん国道が241と242があって、オホーツク方面、それから釧路方面、それから十勝管内と、ちょうどその中間地点ということで非常に交通の要所ということで、昔から交通量が多く、いろいろな方たちが釧路に行ったり、オホーツク方面、北見方面だとかに行ったりだとか、そういった部分で多くの方が足寄を通過しているという形でおりました。それが高速道路ができることによって、さらに交通が便利に

なるというところがやはり大きなものになってくるのかなというように思っています。

今までも、先ほどお話ししましたけれども、この高速道路がつながることによって、防災面でもダブルネットワークというように言ってますけれども、迂回路、国道がもしも駄目になっても高速道路があるだとかというような形で、別な交通網ができるということ、そういった利用が図られると。町民というか住民の方たち、地域の住民の方たちに安心感がもたらせられるという部分ですとか、それから観光面にあっても、いろいろなところに遊びにだとか、いろいろなところを見に行ったりだとか、それからいろいろなおいしいものがあればそういったところに食べに行ったりだとか、そういったことが高速道路を使うことによって、時間短縮することができて、今まで遠くてなかなか一日帰りでは行けないと思われるような人であっても、高速道路を使って行くことができるですとか、あと医療関係にあっても、高速道路があることによって、より大きなまちの専門の病院に行ったりすることができるですとか、いろいろな利便性があるというところがあります。

もちろんもともとこの道路については昔から、かなり以前から高速道路網ということで予定化はされていたところでありまして、これはやはりつながって初めて効果が出てくるということになるというように思っています。

ですから、ところどころで高速道路ができてということでありましたけれども、少しずつ延びていくことによって、最初は利用者が少なかったけれども、つながることによって利用者がだんだんだんだん増えてきているという実態もありますから、これはやはりつながっていくことによって、もっと利用もされるしというようなことになって、さらに効果というのは上がって

るものというように思っています。

ですから、昔足寄町と陸別の間については費用対効果と、そういったもので考えてくると少なかったというものも、だんだんそういうことでつながっていくことによって利用者も増えるという、そんなこともあって増えてきている部分などもあるのかなというように考えているところでありまして、町としても地域の沿線の方たちと期成会などもつくって、以前から要請活動等を行ってきているところでもありますけれども、今事業が再開されましたけれども、実際にはまだ31キロもありますので結構整備していくまでには、開通するまでには時間がかかると思いますので、整備促進に向けて要請活動はこれからも行われていくのかなというように思っているところでありまして。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

北海道開発局は陸別から足寄間31キロ、今町長もおっしゃっておられましたけれども、31キロ区間、これが着工決定の発表がありました。そこで、土地の買収、それから設計ルート等について、調査が完了しているものと考えますが、そこで、いつから着工し、いつ頃完成するのか、この辺について情報があればお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 既に調査も行われておりまして、今後また測量ですとか、それから用地の測量だとかが行われて、実際に用地を取得するだとか、そういったことがこれから行われていくという形になるかというように思います。

ただ、工事がいつから始まるのかということだと思いますけれども、それについてはまだまだ分かっておりません。きちんと詳細設計が出来上がって、用地が取得され

ていけば、工事は始まっていくものというように考えておりますけれども、それがいつになるのかというのは、工事が実際着工するのがいつになるのかというのはまだはっきり分かっておりません。

陸別と小利別の間、ここもまだ完成していませんので、まだ多分工事は引き続き行われてくるということになれば、陸別までがある程度完成のめどが見えてくる頃にならないと、実際に工事がいつ頃始まるのかというのが分からないのかなというように思っています。

ただ、陸別が完成しなくてもこっち側着手するよということがもしかしたらあるかもしれないかもしれませんけれども、そういう詳細なことについてはまだ何も聞こえてきてはいないという状況であります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それについては分かりました。

それでは、次の質問をいたします。

この高速道路が完成したなら、観光振興、物流の効率化、福祉、医療の充実、災害時の代替ルート等が考えられますが、現在我が町の一番の難題である人口減対策、または移住・定住対策について、大きなメリットに期待するところではありますが、これについて町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高速道路ができることによって、足寄町が近くなるということが考えられるのかなというように思っています。そういったことでいきますと、先ほども言いましたように、足寄町で何か、足寄町を目指していこうというようなことをやはりつくれば、先ほども言いましたように、日帰りでも来ることができるとか、遠くからでもですね、そういったことが可能になってくるのかなというように思っています。

そういうことで、今後の足寄町のまちづくりという部分でも高速道路ができることによって、3点目の質問の部分もありますけれども、素通りされてしまうのではないかというような御心配だとか、そういったことも以前よく聞かれていたところでありまして、そういうことがないような、足寄町に来てもらえるような、そういうメリットというのをやはりきちんとつくらなければならないのだというように思っています。そういったところが、今後の課題になってくるかなと、まちづくりの課題にもなってくるのかなというように思うところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

私はこの高速道路が開通することにより大いに期待するところでありますが、半面心配なところもあります。それは高速道路が開通することにより、町なかを通らず、高速道路上一直線に走り抜け、まちには寄らずに今まで以上に町なかの客足が遠のいてしまう現象が起きる可能性があるのではないかというふうにも考えます。

高速道路が開通することにより、ドライブインまたは商店街が閉鎖してしまったところもあると聞いております。我が町もそのようなことのないよう、今から真剣に取り組んでいかなければならないと考えますが、これについて先ほど町長が言っていましたけれども、これについても所見を伺いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 足寄町のメリットといった部分での話の中で、先走って答えている部分もありますけれども、以前は高速道路ができることによって、札幌とつながることによって、ストロー現象といって、地域の人たちが全部札幌に吸い取られていくのではないかというような、そんな

御心配などもずっとあって、高速道路ができることによって、地域がまた衰退するのではないかだとかというようなことが言われておりました。

そういうこともありますけれども、実際例えば身近なところでいくと、音更の道の駅だとか、高速道路のすぐそばであれだけのお客さんを集めることができているというような状況ですとか、遠軽でしたかね、遠軽も本当に高速道路のすぐそばに道の駅があるのですけれども、あそこはスキー場もあつたりとか、いろいろなアクティビティーというか、遊べるところもあるので、そういうところも高速道路のインターチェンジ降りたらすぐ道の駅があつて、すごいお客さんがいっぱい来られているというようなところがあつたりとか、高速道路ができたから人が降りないか、みんな素通りしていくかというところ、そうではないのかなというように思っています。

先ほど申し上げましたように、ビジネスですとか、もう目的地が完全に決まっています、なるべく早くそこに行きたいなと思っている人たちは確かに素通りするのかもしれないけれども、そういうビジネスだとかではなくて、例えば観光だとか、そういったもので、いろいろなまちもちょっと降りてみて、いろいろなまちもちょっと見てみたいなとかと思われる方たちについては、やはり魅力のあるものがきちんとあれば降りていただけるのかなというように思っています。

もっと言えば、足寄町の足寄インターのところまで、あそこまでは高速道路ですので料金がかかります。ですが、ここ足寄に降りて足寄から先に行くということになると料金がかからないということです。北見方面から来ると、北見方面から来て足寄までは料金がかからないですとか、そういったちょうど境目のところにあるわけですから、そういったことも利用しながら、うま

く足寄に降りていただくという、そういうことができないかなというように思っています。

平成3年7月ですかね、高速道路が事業再開になりますよという話があったときに、まちの方から足寄町をパーキングエリアにしたらどうかと、足寄町内まち全体をパーキングエリアにしたらいいのではないのかと。ぜひ足寄に降りてもらってということでお話がありました。そうではなくて、ただ車止めてトイレに寄ったりだとか、ちょっと休憩するだけではなくて、サービスエリア化ということで考えてはどうかの难道うかと。もっと足寄に降りてもらって、足寄で遊んだりだとか、食べたりだとか、もちろん休息もしたりだとか、そういうことができるまちにしたらどうかの难道うかということで、そのときはお話しさせていただいて、ぜひそういうまちづくりを、そういう形にしていってはどうなのかということでお話をさせていただきました。

商工会長さんだとかともいろいろとお話をさせていただいて、ぜひまちに降りてもらおう。足寄町を目的地にしてもらおうと、そういうことを考えていったほうがいいのではないかという話で、先ほども申し上げましたけれども、まちづくりネットワーク会議をつくって、これは役場だとか商工会だとかだけではなくて、町民の方皆さんからいろいろな御意見を頂きながら、そういうまちづくりをしてはどうかということで会議をつくっていただきました。

11月2日にやっとできたのですけれども、これからいろいろな方たちに集まっていただくような機会をつくって、それぞれの団体の長だけではなくて、若い人だとかそういった人たちの意見、いろいろな意見を頂きながら、この後まちづくりをどうしていくのか。足寄のまちの中に人をもっと集まっていただくような、そういった取組をしていったほうがいいのではないかと、

そういうことをこれから考えていきたいなというように思っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 北海道横断自動車道、十勝オホーツク道で高規格道路であります。これについては、将来に向け、我が町も大きく期待をするところではありますが、また一方では、心配な面も多々あるかと考えます。

最後に、町長の願い、それからまた思い、それがあるとするならばお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） せっかく高速道路が来るということになるわけですから、このことをきっかけにまちづくりをどうしていくのかというのをきちんと考えなければいけないのかなというように思っています。先ほども言いましたように、足寄には魅力的な資源はいっぱいあると思うのです。里見が丘公園もそうですし、それからネイパルなどもそうですし、道の駅などもそうですし、松山千春さんがいたりだとか、それからちょっと離れますけれども、雌阿寒岳ですとか、それからオンネット一、それから放牧酪農牛乳だとかいろいろ、見ても遊んでも、それから食べてもというようなことでいくと、いろいろな楽しみが足寄町に来たらありますよというのを、高速道路ができることをきっかけにもっともっとアピールしながら、さらに今まであるいろいろな魅力のある資源を磨きをかけるというか、ですとか、もっと新たな魅力のある資源を探していくだとか、そういったことをまちの中で皆さんで、町民の方たち皆さんで考えながら、それを実現していけるような形になるといいなというように思っているところでもあります。

そういった少しずつ会議もできてきてますから、そういう取組をこれからできれば

などというように思っているところであり
ます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） これにて、私の質
問を終わります。

○議長（高橋秀樹君） これにて、7番木
村明雄君の一般質問を終了いたします。

次に、4番矢野利恵子君。

（4番矢野利恵子君 登壇）

○4番（矢野利恵子君） 通告に従いまし
て、一般質問を行います。

大型事業に係る町民アンケートについ
て。

今年、まちづくりに対する町民アンケ
ートが実施されました。このような一般
的な考えや状態を調べることも必要です
が、具体的にこのような事業を計画して
いるが、どのようにすれば町民にとって
必要で使い勝手がよいかを聞くアンケ
ートを実施すべきです。

億の費用がかかる事業に対しては、設
計が出来上がってから何か質問はないか
と聞くのではなく、計画段階から町民全
体を対象に意見を聞くことはできないか
お聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の「大
型事業に係る町民アンケートについて」
の一般質問にお答えします。

本町が実施する大型事業については、
足寄町のまちづくりの方向性を定める中
長期的な計画である総合計画の実施計
画に計上し、関係機関・団体の代表者、
地域の代表者、学識経験者で構成する
総合開発審議会に報告・諮問をし、御
意見を伺っているほか、毎年議会に御
報告しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影
響により数年開催できませんでしたが、
毎年各地域においてふれあい懇談会を
開催し、町民の皆様から頂いた御意
見を事業に反映しております。

そのほか、大型事業実施の際には、計
画段階から関係各団体や主に施設等を
利用される地域住民の皆様への説明会
なども実施し、意見聴取に努めている
ことから、大型事業ごとに町民全体を
対象としたアンケート等の実施は考
えておりませんが、今後も広報あし
よろやホームページ等を活用して、
事業内容について周知を図るよう努
め、様々な機会を活用し、町民の皆
様の意見をお聞きし、事業に反映し
ていきたいと考えておりますので、御
理解賜りますようお願いを申し上げ、
矢野議員の一般質問に対する答弁と
させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許し
ます。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 大型事業で直
近のものといえば、来年度着工する予
定の特別養護老人ホームがあります。特
別養護老人ホームについては、昔30
年ぐらい前に増築改良したときに回廊
型にしなければならないということで、
そのときの設計費1,500万円を棒
に振ったことがあるのですね。今回も
それを棒に振れとは言わないけれども、
その当時町民の方に言われたのが、「
病院の3階、4階に特別養護老人ホ
ームを併設できないのだろうか。そう
いうふうにしてくれたらありがたい」と。
これ全町民を対象にした町長との懇談
会に参加して渡された町民アンケート
の結果なのですけれども、町民が特に
何について重要に思っているか、それ
は医療についてです。年取ったら必
ず具合が悪くなってお医者さんの世
話にならなければならない。そんな
ときに、救急車で運ばれなくても、
すぐにお医者さんが来てくれて面倒
を見てもらえる。そういうような特
別養護老人ホームであってほしい。そ
のような考え方を狭い範囲で言っ
ていても、多分出てこないと思う。
私も30年前にこれを言われて、将
来的にはこういうふうにしたら安心
して特別養護老人ホームに入居でき
るねと、そう

だったのですよね。

今後この予算が上がってきて、それに反対するということにはならないかもしれないけれども、ただ本当に将来的に病院と老健施設、特別養護老人ホーム、これを一体化していくような、そういうことを考えてもらえないだろうか。それをお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 特養のお話でございます。

来年度、今実施設計をやって来年度工事が始まるという予定になってございます。そういったことで考えていきますと、特別養護老人ホームを病院の3階、4階だとかに、3階も4階もありませんけれども、そういったところにつくるということ自体はやはり難しいものというように考えております。

それは、例えば病院と特別養護老人ホームをちょうど同じ時期に建て替えがありますよというような時期であれば、そういうこともできるのかなというように思いますが、そういう実施の設計の段階で3階、4階だということであれば、もう病院も特養も建て替えますよということでのすればできないことはないかもしれませんが、現状の中で国保病院があり、そしてその上に3階、4階つくって、特別養護老人ホームを増築しますみたいな形になると、今の1階、2階の部分にさらにまた大きなものが上にできるわけですから、多分構造的に今の1階、2階がきちんともつのかだとか、それから併せて工事がきちんともできるのかだとか、そういったことを考えていくと、今の段階でそういうことはちょっと難しい、難しいというかできないということになるかなというように思います。建築の専門ではないので、物すごいお金かければできるのかもしれませんが、多分できないというように思っています。

だからそういう部分でいくと、本当にまちの中、これからの医療、福祉をどう考えていくのかだとかという考えの中で、病院も建て替えなければならない、特養も建て替えなければならない、そういう時期のタイミングといいますかね、そういったところでやるとすればいろいろな、今言われたようなお話なども一つの方法として考えられるかもしれませんが、現状来年工事が始まるという特別養護老人ホームをどうしようかといった中では、病院の3階、4階にというのはできないというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 私は古い家を直して安く貸し出すという仕事をしているのですけれども、土台が腐っていたらもうジャッキアップして土台を取り替える。

町立病院、周りに鉄骨で補強してやれば幾らでも3階、4階につくることはできる。または駐車場に支柱を立てて、1階は平地の部分そのまま駐車場にして、2階、3階に特別養護老人ホームをと、その工法もできると思います。

現在、前に渡された特別養護老人ホームに係るお金、土地代も含めたら27億6,000万円以上もかかる。こんなにかけたら本当に幾らでも耐震補強して、病院の3階、4階につくることもできるし、駐車場の2階、3階につくっていくことも可能だと思います。実際にそれをやった計算はしてはいないけれども、ここまでかけるなら、まずどんな建物もできると思います。

そういうことはアンケートをやって、いろいろな多様な人の意見を聞いてこそ出てくるのであって、やはり狭い範囲で話していたら、その考えは出てこない。だから、こんなふうに27億6,000万円以上もかかる、そういう施設については、広く町民にアンケートを取った方がいいのではないか

健康保険病院をそういう形でできるかという、やはりこのあたりは難しいのかなというように思っていますし、将来的にわたってはどうか分かりませんが、現状の中では難しいかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 取りあえず、例えば私の知り合いにもいろいろな審議委員になっている人がいるけれども、全然自分たちの意見が反映されない。つまりもうあらかじめ役場で案を出してきて、これについて賛成を取ると、そういうようなやり方、真っさらな状態で、さあどうしようかということにはなっていないと。あらかじめ必ず役場のほうで案を出してきて、それに賛成を取るというような、ちょっと意見を加える、そんなことしかできないのだと、そういう話を聞いていますので、そこを改良してもらいたいというのが私の希望です。

本当にいろいろな審議委員会で話しするときには、あらかじめこうだというのを持っていくのではなくて、どういうふうにしたらいいのかを最初から聞くという、その形にしてもらいたいなど。

この病院についても、たとえ将来的に3,600人になろうと、入院設備のある町立病院は決してなくしてはいけない。そしてその町立病院がみんなにとって本当に頼れるところになるためにはどうしたらいいのかということは、やはりみんなの意見を聞いてもらいたいと思います。

今後のことについても、どういうふうにしたら使い勝手がいいのかということを知りたい機会をもっとたくさん設けてほしい。町民アンケートを実施してほしい。それが私の願いですが、それについて将来的に考えていただけたらありがたいと思うので、それについての町長の答弁をお願いい

たします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 審議委員会だとかいろいろな形で意見を聞く機会がございますが、基本的にはどういう、ある程度の方針みたいなものはやはりないとなかなか話ができなくて、全くさらな真っ白な中で、さあどうしようかということで集まっていたとしても、なかなか話になっていかない部分もあるのかなというように思っています。ただ、審議委員会の中でいろいろな案が例えば町からも出たとしても、いろいろと御意見いただくことは可能でありますから、そこでもう案が決まっています、ただ意見言っても変わらないのだからとかということで、意見を言わないだとかということにはやはりならないだろうと思います。それはきちんとやはり意見反映をしていただくことによって、計画としてあるにしても、その中で例えばどう変えていったほうがより町民の方たちに満足度が高まるのかだとか、そういったことは当然町としてもこれが計画なのだからこれでいきますよということではなくて、そうやって審議会をやるわけですから、その中でいろいろな意見を頂きながら、最終的に計画にそのままなるかもしれませんが、いろいろと意見を頂いて、その中で少しずつ修正をかけたかとかしながらやっていくというのが審議会でありますので、せっかく出席していただいても、言っても無駄だからということで言わないというようなことにはやはりならないかなというように思っています。

ですから、ぜひいろいろな形で意見をぜひ町民の皆さんから頂く、せっかくのそういう機会がありますから、ぜひお願いをしたいなというように思っています。

あと、アンケートにつきましては、いろいろな形で住民の方たちの意見を頂いているというのは、先ほども一番最初に申し上げたとおりでありますから、住民アンケー

トが必ずやらなければならないということではないのかなというように思っています。いろいろな案件案件によって、アンケートが必要になったりだとか、それからいろいろな広く町民の方たちから意見を頂くとといった部分がパブリックコメントだとか、そういう制度もありますので、アンケートが絶対ということではないというように思っています。いろいろな形で住民の方たちの意見を聞きながら、よりよい施策を進めていくということにさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） よろしいですか。

○4番（矢野利恵子君） はい。

○議長（高橋秀樹君） これにて、4番矢野利恵子君の一般質問を終了いたします。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、1番早瀬川恵君。

（1番早瀬川恵君 登壇）

○1番（早瀬川恵君） ただいま議長より許可を頂きましたので、通告書に従ひ質問をさせていただきます。

带状疱疹ワクチン接種に対する助成についてお聞きします。

带状疱疹は、60歳代を中心に50歳代から70歳代に多く生じる病気で、日本人では80歳までに約3人に1人の割合で発症し、50歳以上の方が患者全体の約7割を占めております。また、疲労やストレスなどによって、20歳代から40歳代の発症率も近年増加傾向にあると言われております。

この病気はほとんどの人が持っている水痘・带状疱疹ウイルスによって起こり、幼少期に水ぼうそうにかかったことがある人

なら誰でもかかる可能性があります。

症状はちくちくした痛みに続き、体の左右どちらか一方に赤く小さな水膨れを伴う発疹が帯状に現れ、激痛を伴うことが多く、かかった人の約20%が带状疱疹後神経痛になる可能性があると言われております。

带状疱疹の予防にはワクチンが有効であり、従来からある生ワクチンのほか、近年には不活化ワクチンが開発され、より効果の高いデータも出ております。

2018年4月に、幌延町が全国で初めて生ワクチンの接種助成を開始してから、近年公費助成を実施する自治体も増加傾向にあります。

健康寿命延伸のために、本町においてもワクチン接種に対する助成を行うべきと考えますことから、以下の点について町長の御所見を伺ひます。

1点目に、带状疱疹ワクチンの効果についてどのようにお考えか。

2点目に、町内における带状疱疹患者の状況（国民健康保険及び後期高齢者保険加入者）。

3点目に、道内ほか自治体における带状疱疹ワクチン接種に対する助成の状況は。

4点目に、带状疱疹ワクチン接種に対する助成についてのお考えは。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 早瀬川議員の「带状疱疹ワクチン接種に対する助成について」の一般質問にお答えします。

1点目の「带状疱疹ワクチンの効果についてどのように考えているか」ですが、带状疱疹ワクチンを接種することで、発症予防や重症化予防が期待できることや、ワクチンの持続効果期間も5年から10年とされていることから、有効な手段であると考えております。

2点目の「町内における带状疱疹患者の状況」ですが、病名にて患者数を調査する

ことはできませんので、御理解願います。

3点目の「道内自治体における带状疱疹ワクチン接種に対する助成の状況」ですが、道内では8月時点で30市町村がワクチン接種に対する助成を実施しており、うち十勝管内では2町が助成を行っています。

4点目の「带状疱疹ワクチン接種に対する助成についての考え」ですが、現在、厚生労働省のワクチン分科会において、带状疱疹ワクチンの定期接種化を検討していることから、本町におきましても、国、道の動向や道内及び管内の他自治体の助成状況を踏まえて、ワクチン接種に対する助成について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。早瀬川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど町長から町内における带状疱疹患者の状況についての御答弁があり、人数については把握できないとのことでした。

それでは、現在町内には三つの医療機関がありますが、代表して国保病院の事務長さんにお聞きしたいと思います。

具体的な人数までは今分からなければ結構ですが、印象として近年の带状疱疹の患者さんの状況について、どのように捉えておりますでしょうか。現場の方からでも結構ですので、何か聞いておりましたら、まずは教えていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えさせていただきます。

当院におけます直近1年間の実態なのですが、带状疱疹の診療人数が外来、入院合わせまして39名となっております。うち

入院中の患者さんの治療として5名、带状疱疹の治療目的で入院されたという方がいらっしゃるしまして、これは1名、残りが外来患者さんということで33名というふう聞いております。

過去3年間でいきますと、おおむね大体年間30人台ということで当院では推移しているようです。

私の感覚としては、ここ数年よく見聞きするのかなというふうに感じております。特にたまたま2か月前ぐらいですか、私の知り合いの方で当院に入院されていた方がいらっしゃるしまして、その方は顔のほうに症状が出たということで、今もちょっと後遺症に苦しんでいるというようなこともお聞きしております。

当院のドクターのほうにこの要因を聞いてみました。そうすると、高齢化に伴って免疫力が低下しているということが1点と、あと抗がん剤治療等でこちらも免疫力が低下しているという方がよく患者さんとして出ているのではないかとこのふうなことを伺っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） ありがとうございます。

足寄町には三つの医療機関がありますので、合わせると多数の方が带状疱疹でつらい思いをされているというふうに思いますし、非常に多い病気であることは間違いのないというふうに感じました。

次に質問です。

町民からの带状疱疹に関する問合せはありますでしょうか。あれば、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えさせていただきます。

問合せということではありますが、具体的な内容までは承知はしてはおりませんが、受

診の際にお電話で看護師のほうにそういったような電話相談というか、そういったことがあったのではないかなというふうに推察するところであります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） では、带状疱疹ワクチンは現在2種類のワクチンがあります。そのうち、不活化ワクチンは2回接種を受けると10年以上の免疫効果が期待できるとお聞きしております。しかしながら、接種費用が高額なため、これが足かせとなって接種に二の足を踏むケースがあるようです。

そこでお尋ねいたしますが、町内の医療機関で带状疱疹ワクチンを接種する場合、医療機関によって金額に違いはあると思いますが、大体どのぐらいの費用がかかるでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えさせていただきます。

他の医院については存じ上げてないのですが、当院のところではいきますと、带状疱疹ワクチンとしてシングリックス筋注用というのがございまして、これが令和5年度の料金で2万2,300円、これ1回なのですよね。なので2回打たなければならないということでこの倍がかかるということになります。

また、水痘ワクチンでいきますと、令和5年で7,590円ということになってございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 今金額をお聞きしたのですけれども、こちら自己負担となりますと、とても高額な費用となりますし、発症後の治療や後遺症の治療にも費用がかかります。また、働く世代であれば休業による経済的損失も考えられますので、でき

るだけ町民の負担を減らしていただけるよう御検討していただきたいと思います。

次に、やはり何においてもまずは正しい情報提供が大切であるというふうに考えます。広報紙や町のホームページ、啓発用チラシなどを活用した周知はもちろんのことではありますが、さらに一歩前進して、町民出前講座や講演会の開催、老人クラブなども含め直接地域に足を運んで、予防知識等の啓蒙・啓発をすることも効果的な取組の一つではないかと思いますが、今後行っていく考えはあるかについてお尋ねいたします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 答弁させていただきます。

出前講座等の部分につきましては、要望がございましたら開催をすることは可能でございますけれども、今言われましたワクチンの部分だとかにつきましては、接種の補助も含めまして今後検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） ありがとうございます。

要望がありましたらということだったのですけれども、ぜひ周知していただきたいというふうに願います。

続いて、現状やニーズなどの実態を把握することは大変効果的ではないかと考えます。例えば老人クラブなどにアンケート調査を依頼するなどして、ワクチン接種の必要性を把握し、その結果を踏まえて、具体的な助成の在り方について検討することも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ニーズ調査だとかということでもありますけれども、なかなか今まで带状疱疹についての知識を十分に町民の人たちに周知する機会だとか、そう

いったものが今までなかったということなのだというように思いますけれども、今後老人クラブですとか、そういういろいろな機会を捉えて、そういう帯状疱疹だけではなくて、いろいろな病気の知識だとかも含めて、そういう機会があるところで周知をしていく、そういったことを取り組むよう、今までやってませんでしたので、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 前向きに検討していただけたというふうに受け止めました。よろしくお願いたします。

帯状疱疹ワクチンは予防接種法に基づき、町が実施する定期接種ではなく、希望者が各自で受ける任意接種の位置づけです。インフルエンザ予防接種は町として既に助成を行っております。インフルエンザ予防接種は毎年のことですが、帯状疱疹ワクチンに関しては、2回受ければ10年以上の効果が期待できるものです。50歳以上の希望者が少しでも接種しやすい環境を整備するためにも、そして子育て支援の充実だけではなく高齢者にも優しいまちづくりへの取組の一環として、帯状疱疹ワクチン接種に対する町の助成について、ぜひとも前向きに検討していただきたいと強く願っておりますので、再度このことについて町長から御答弁を頂きたいと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 帯状疱疹についてということで、最近テレビなどでもたまに帯状疱疹のコマーシャルというのか、流れたりとかするのを見たりとかしております。今まであまり私自身もそんなに自分も感染というか発症してないという部分などもあって、あまり関心を持ってなかった部分もありますけれども、多くの人たちが発症する可能性があるということで、言ってみれば人ごとではないのかもしれないなというように感じているところであります。

また、年間でいけば30人くらいの方がそういうことで発症されたりとかしているということでもありますし、またその後後遺症みたいなものが残るかもしれないというようなことも今お話がありました。そういったことで考えますと、今後の部分でいきますと、やはりそういうワクチンが非常に有効だということであれば、そういうことも考えられるのかなというように思っております。

最初に申し上げましたけれども、国でも定期接種化の検討だとかをされているというようなことも聞いておりますので、国ですとか北海道、それから他市町村などの状況なども踏まえながら、今後に向けて検討させていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） ありがとうございます。

特にこの病気は高齢者に発症するリスクが高く、高齢者にとっては激しい痛みに苦しむとても怖い身近な病気ですので、ぜひ急ぎの対応を進めていただきたいと思っております。

最後に、今後国に対して帯状疱疹のワクチン定期接種化の早期実現について、強く要望していただくよう、また町としてもできることを早急に進めていただくよう、お願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、1番早瀬川恵君の一般質問を終了いたします。

次に、10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） 議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

件名、地域包括ケアシステムの現状と課題。

足寄町は、平成22年より地域包括ケアシステム「医療と介護、保健、福祉の連携システム」の構築を推し進め、医療機関の役割分担、介護では高齢者等複合施設むすびれっじを建設するなど、居宅生活を支えてきています。令和7年には新しく特別養護老人ホームを完成予定であり、安心して暮らせるまちづくり体制は整ってきているようです。

しかし、当町は65歳以上高齢者人口のピークは過ぎたものの、今後、高齢者を支える世代が急激に減少すると見込まれています。また、しばらくは要介護認定者数が増加していく見込みです。

「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」、高齢者を地域で支える協働のまちづくりをどう進めていくのか。地域包括ケアシステムの現状と課題を伺います。

1、医療職・介護職・ほかボランティア等の人材不足の現状。

・足寄町国保病院の医師・看護師・ほか医療従事者。

・各福祉施設の介護福祉士・ケアマネジャー。

・生活支援コーディネーター・ボランティア。

2、足寄町国保病院と介護施設の連携状況。

足寄町国民健康保険病院、特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、認知症グループホーム、むすびれっじ。

3、地域包括支援センターの配置職種と人数・業務内容。

4、介護予防・生活支援の現状。

・訪問型サービス。

・通所型サービス。

・介護予防ケアマネジメント。

・地域リハビリテーション活動支援事業等です。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の「地域包括ケアシステムの現状と課題」の一般質問にお答えします。

1点目の「医療職・介護職・他ボランティア等の人材不足の現状」についてですが、足寄町国民健康保険病院における医師及び医療技術者は、現在おおむね充足している状況にあります。看護職は依然として慢性的な人手不足の状況が続いております。そのため、様々な方法により採用活動を行っているところであり、引き続き医療人材の安定的な確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、各福祉施設の介護福祉士やケアマネジャーについてですが、介護福祉士等の介護人材不足に伴う人材の確保は全国的な課題であり、本町においても常時求人募集をしている事業所があるほか、町内のケアマネジャーだけで対応できないため、町外の事業所に対応いただいているケースもあることから、慢性的な人材不足は否めない状況となっております。

生活支援コーディネーターにつきましては、本町ではNPO法人に委託しコーディネーター1名を確保しており、地域活動へ参画し地域住民のニーズ把握等を行っています。

また、介護支援ボランティアにつきましては、社会福祉協議会に委託し、ボランティアの登録や活動支援等を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、福祉施設等での活動を制限せざるを得なくなり、活動の場の減少に伴って活動者数も減少している状況となっております。

2点目の「足寄町国保病院と介護施設の連携状況について」ですが、いくつになってもひとりになっても安心して暮らせるよう、医療と介護、保健、福祉の連携システムを推進しており、国保病院は町内唯一の有床病院として、各介護施設との連携は重要であると考えております。

連携の現状ですが、一例として、毎週1回、地域包括支援センターと特別養護老人ホームの職員が国保病院のカンファレンスに参加し、特別養護老人ホーム入所者が治療完了後に施設へ戻る際、病院との情報共有をすることで、入所者の適切な支援へつなげるようにしています。

また、むすびれっじにつきましては、国保病院退院後、自宅で生活することが不安な方がいた場合に、国保病院と施設が連携して、一時的にむすびれっじの生活支援長屋を利用し、その後自宅へお戻りいただくための支援を施設設置当初から継続して行っております。

なお、後日行政報告をさせていただきますが、本町の介護事業の一翼を担っていたいただいている介護療養型老人保健施設あづまの里が令和6年3月末日をもって廃止することとなったことから、本町としましても、利用者の転所等について、あづまの里と情報を共有し、連携を図りたいと考えております。

3点目の「地域包括支援センターの配置職種と人数、業務内容」についてですが、現在は保健師2名と主任介護支援専門員1名、理学療法士1名、認知症予防支援員1名、介護予防支援員1名の計6名となっています。

主な業務内容といたしましては、介護予防サービスの計画書を作成するケアマネジメント業務、各種団体や老人クラブ等で健康教育や健康相談を行う一般介護予防事業、介護認定や介護保険サービスに関すること等の各種相談に応じる総合相談、要介護認定の新規申請やサービス未利用者等の認定更新に伴う要介護認定調査、認知症に関する正しい知識の啓発や行方不明になった高齢者の速やかな発見・保護の対策を行う認知症支援事業のほか、権利擁護事業、ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携事業、地域ケア会議等となっています。

4点目の「介護予防・生活支援の現状」についてですが、町内においては、訪問型サービスとして足寄町社会福祉協議会が介護支援や家事支援のサービスを提供しており、年々需要が高まっている状況ですが、ヘルパーの人員が限られていることから、介護度の高い方を優先するなど調整をしています。

通所型サービス、いわゆるデイサービス事業につきましては、要支援認定者は外出の機会や交流を目的とし、要介護認定者は入浴や排せつ介助などの身体的介助の支援を目的としており、近年の利用者は横ばいとなっておりますが、町内においては事業所の受入人数が限られていることから、優先度を勘案して受入れしている状況となっております。

介護予防ケアマネジメントにつきましては、要支援段階の方などが受けることができるサービスを、適切に提供されるようマネジメントを行うもので、地域包括支援センターが担っており、近年では軽度のサービス利用者が増加傾向にあります。

地域リハビリテーション活動支援事業につきましては、地域包括支援センターに配置している理学療法士が地域の自主活動グループ等への活動支援等を行い、地域の介護予防の促進を図っております。

本町における65歳以上の人口のピークは過ぎましたが、85歳以上の高齢者人口は令和17年まで増える見込みであるため、今後さらに医療人材、介護人材の確保が重要となってまいります。地域で高齢者を支える仕組みも必要であると考えておりますことから、関係機関と連携し、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、再質問をさせていただきます。

今回この質問をするに当たって、足寄町も第7次計画を今策定中、そしてこのピンクの足寄町の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画というのが令和3年度から5年度ということで、今評価をされている段階とお伺いしております。ということで、ほとんどまちの地域ケアシステムのハードとソフトでいえば、箱物のハードは出来上がってきていると、私は感じまして、では今回は中身はどうなのだろう、町民の意識はどうなのだろう、そういうソフト面での質問を私は考えておりましたが、急遽三意会の老健が閉じるというお話をいただきまして、まずは今後の質問の内容に関わってまいります。先にそちらのほうを質問させていただいて、議長、よろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） はい、大丈夫です。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

三意会が3月に閉じるというお話を先週聞きまして、報道にも載りました。町長のお話も載っております。町は一人一人の入所者が困らないように対応していくと述べられております。大変大事なことで、今一番それが大事なことなのかもしれません。なので、具体的に今現時点、どのようにお考えになっているのか。どのようにフォローしていこうと思っていられるのか、決まっていること、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今進藤議員からお話あったように、老健あづまの里が来年3月末をもって廃止をするということになりまして、新聞報道でもきつと御覧になっている方が多くいらっしゃるだろうというふうに思っております。その中で、3月に老

健がなくなり、そこで今四十六、七人ぐらいの方が入所されているということでありまして、まずは一番大事な今は今入所されている方たちがこの後老健が、あづまの里が廃止になった後どうなっていくのかというところがやはり一番大事なところかなというように思っております。

新聞等でもきつと御覧いただいているというように思いますけれども、あづまの里さんのほうで基本的に四十六、七名ぐらいの方たちが次にどこに入所なり入院なりできるかという、そういう枠を基本的には確保しているということ聞いております。

家族の方たちと老健が廃止になるということで、その説明をされるという話もしておりますので、多分今入所されている方たちの状況というのは、一番把握されているのはあづまの里さんの施設のほうであるというように考えておりますので、基本的にはあづまの里さんの施設のほうでその人その人に合った次の施設というのを考えていただけるというように思っております。

ただ、そういう中で一定程度枠がきちんと確保されているので、今後の次の老健なり、何か違う病院なりというように入所がされていくのだろうというように思っておりますけれども、その中でやはりそういうところでなくて違うところを希望されるような方たちがもしかしたらいるのかもしれないなというように思っております。そういう方たちについては、やはり町もきちんと一緒に相談に乗りながら、次の施設がどういうところがいいのか、家族の方たちですとか、実際入所されている方、それから今状況を一番よく知っている施設の方、そういった方たちときちんと話をしながら、次の入所されていく、そういった方たちの支援というのを一緒に相談しながらやっていこうというように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます
います。

枠は取ってある。新聞の報道を見ましても、確かに枠は取っていらっしゃる。さすがだなと。46人の枠をいろいろ頼んで、入所されている方というのは介護だけが必要な人、でもあそこは老健ですので医療ケアが必要な人、それが引き受けてくださるところ、病院なのか施設なのか、その辺のことを踏まえた上でベッド数だけは確保したというのはさすが三意会さんだなと、私は本当に思いました。

先に感謝申し上げたいのは、この12年介護事業が国が診療報酬、介護報酬アップダウンする中で、町から援助を受けながらもこの12年間頑張ってやってこられたというのは、本当に敬意を表するところであり、本当に感謝申し上げたいと思った上で、今回この話になったときに、いや大変だろうなど。一人一人の人と施設、病院を結びつけるというのは結構大変な業務になると思います。

このお話を受けたときに、その中でもベッドは確保している、すばらしいなと思いつつながら、たまたまそこの説明を受けた方のお話を聞くことができました。一人一人違うとは思いますが、その方はある程度の医療ケアの必要な親御さんがいらっしゃってという話で、3件ぐらいの病院をどうですかということで提示されましたと。ただ、そこで自分の親が移るときに、移ったときに、どのぐらいのお金がかかるのか。そこでどういうサービスが受けられるのか、具体的なことを提示してもらえないと判断に苦しむと。高齢者の方がもちろん多いので、身内も高齢者の方も多いと思います。たまたま若い方であったにしても仕事をしております。そして、この暮れです。12月の年の瀬になって、さあ1週間以内に返事をくださいと言われてましたと。そう言われても動けないです。なので、安心し

たと同時に、これは大変なことなのだなというの私は感じました。

町は一人一人にフォローしていくということなので、ましてや町はいろいろなお話を聞いていたわけですね。去年の春から相談を受けていた、そういうこともあり得るということで、相談を受けていたということなので、こうなることを見据えた上での対応策というのは、今考えてなかったのかどうか。その辺もちょっと私お聞きしたいところです。お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的にはやはり、先ほども言いましたけれども、入所されている方たちの状況を一番よく分かっているあづまの里さんが一番いいところを紹介をし、そして家族の人たちとお話をしながら決めていくということになるのかなというように思っています。

そういうことで、一定の四十六、七人ぐらいの方がいらっしゃるということですから、一人一人のお話を例えば聞いたりしても結構次のところを決めていくということは大変なことで、町のほうでもいろいろと相談を受けたりしても、簡単にすぐに、ではここだとか決まっていけないということもいっぱいあるのかなと思っています。そういったことも含めて、47人もいらっしゃるわけですから、その方たち一人一人を次の適切な場所に転院なり転所なりしていただくというのは大変なことだということに考えておきまして、町としても一定の短期間でそういうことができるかどうかというのは非常に不安に思っていたところがあります。

今回、12月にそういうこととお話があつて、来年の3月までということに3か月間の中でそういう動きをしていかなければならないということで、この3か月というのも結構あるようでないというか、長いようで結構短くて、実際四十六、七人もいるとすれば大変なことなのだなというよう

には思っているところであります。

町としてはもう少し長い期間を見ながら、そういうことができたらいいのかなと、ソフトランディングという言い方もどうかなどは思いますけれども、一定の期間、もうちょっと取ってやれないかなというようにこともちょっと考えたりもしておりましたけれども、やはり施設とも相談した中で、この3か月間の中で何とか、3か月というか、そうですね、12月今月話して1、2、3ですから、3か月ちょっとぐらいの間でそういったことを決めていかなければならないといったところは非常に大変な部分なのかというふうに、町としても感じているところでありまして、全ての人たちということではなくて、人によってはうまく次の施設に移動ができるかもしれないし、そうではなくて、なかなか次の施設を決めるのは大変だなという人たちもやはりいるかもしれないというところで、簡単に決まる人たちはきつともってあづまの里さんと家族の方たちで話しすれば次というように決まっていくのだろうと思いますけれども、決まっていけないところだとかという、ちょっと考えなければならぬという人たちの部分については、町としても相談だとか乗ったりすることはやはり必要だろうというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 3月までの短いか長いか、その期間を有効に使ってやっつけられるということですが、もう1週間以内に答えを出してほしいというような、本当にそうだったかは分かりません。そういうお話だったので。せっぱ詰まっている人が中にいるのですよね。そういう人の窓口というのは設けてもらえないのでしょうか、取りあえずです。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 1週間以内とかというところはちょっと私どもでは把握していない部分ですので分かりませんけれども、この後三意会さんの中でも、さっきも言いましたように家族の方たちといろいろ相談しながらというところですが、その中で町にも少し相談したいだとかということになれば、窓口ということにいけば今までも含めて福祉課のほうで相談に乗っておりますので、相談については福祉課のほうで相談をさせていただくということになるというように思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

誰に相談もできないような人が中にはおります。一人で親御さんを見ていらっしゃる方もいます。そんなときに、一方的に言われたと感じてしまうような状況だと思います、そうではないかもしれないのですが、そういう場合には福祉課のほうに行って、まずは相談してほしいということでお伝えしてよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

では、その46人、新聞報道でも46人と出ておりましたが、その中で足寄町内の入るところは多分国保病院か特別養護老人ホームかとなるのですけれども、何人か決まっていられる方いますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 老健ですから、次の施設ということになると国保病院か特養かというような話になるかというように思っておりますけれども、今段階でそういう方たち、あづまの里に入所されている方たちが特養ですとか病院だとかに入るだとか、そういったところはまだ決まっておりません。

今のところ、転所をしなければならないということで特別養護老人ホームに入るだとか、国保病院に入院するだとか、そうい

うところはまだ何も決まっておられません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。今これから出てくるかもしれないということですね。分かりました。

それと、もう一つ、いいですか。

○議長（高橋秀樹君） 大丈夫です。そのままいってください。

○10番（進藤晴子君） 職員のほうですね。職員の再雇用、もし御希望がある方であれば町で引き受けたいという、そういう希望もあるということが出てきましたが、その辺のことはどういうふうに職員さんにアプローチをしていく、いつ頃からアプローチしていく予定でしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今、あづまの里さんで働いている方たち、来年の3月で施設がなくなるということになると、今働いている人たちは次どうしようかということになるわけなのですけれども、一番大事な今は今入所されている方たち、そして次にはそこで働いている人たち、そして三つ目には今後の老健がなくなった後のどうしていくのかというようなことがやはり課題としてあるのかなと思っておりますけれども、二つ目の働いている人たちの部分については、施設を12月4日ですかね、職員の方たちに伝えますよということで、あづまの里さんのほうで話があって、そのときに次の働き先でもしも町のほうでもそういう求人があるのであれば、三意会さんのほうでも職員の人たちに伝えてあげますよと、伝えますよということで言っていただいておりますので、町としても先ほどから話がありますように、介護人材であったり医療人材であったり、決して十分に足寄町内でいらっしゃるということではないので、できる限り足寄町の中で仕事をしていただけるものであれば仕事していただきたいというよ

うに思っております、そういったところで取りあえず医療人材の部分の、言ってみれば看護師さんとかなのですけれども、その部分については町でもこういう人材を募集してますよというところは既にお示しをさせていただいて、多分三意会さんの中で職員の皆さんに、町でもこういう人たちを募集してますよということをお願いしているのかなというように思っております。

あと、介護士の部分でありますけれども、介護人材についても町としてはできるだけ確保できればなど、今現在でも十分ではないという部分もあって、介護職員についても募集をしたいなというように思っております。

せっかく足寄で今まで働いてこられた方たちですから、足寄でまた引き続き仕事をしてもらえるような、そんな取組をしたいなというように思っております、条件も含めて少し中身を、こういう条件だったら足寄でも働いてもいいなと思えるような少し条件にしなければならないのかなというようにもちょっと思っております、そういう条件も含めて少し検討しながらなるべく早い段階で町で介護人材を募集してますよというように形でお示しをして、もしも残っていただけるような人がいれば、ぜひとも足寄で働いていただきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 本日の30分の持ち時間がもう残り僅かですので、明日に持ち越しという形よろしいでしょうか。

○10番（進藤晴子君） はい。

○議長（高橋秀樹君） では、これにて10番進藤晴子君の一般質問を終了いたします。

ここで、2時まで休憩といたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議

を再開いたします。

次に、5番田利正文君。

(5番田利正文君 登壇)

○5番(田利正文君) 通告書に従って、一般質問を行います。

件名は、本町のゼロカーボン宣言に係る今後の取組についてです。

11月、二つの新聞記事に注目しました。一つは、温室効果ガスの世界平均濃度が観測史上最高を更新したというものです。もう一つは、12万5,000年間で最も気温が高い年になるというものです。

私たちの温暖化対策の取組の真価が問われていると思います。

一つ目、足寄町はゼロカーボン宣言をし、足寄町再生可能エネルギー導入計画を策定、今後、足寄町地球温暖化対策実行計画(実務編と地域編)を策定する計画ですが、取組の現状で発表できるものがあれば伺いたいと思います。

二つ目、温室効果ガスを減らすという取組について、町民の意識の醸成が必要だと言われているようですが、町民の目に見え、話題になる、経費をかけない行政の取組の一つとして、職員の皆さんと十分な議論と合意の上で、通勤にマイカーを使わないという取組を検討できないでしょうか。

○議長(高橋秀樹君) 答弁、渡辺町長。

○町長(渡辺俊一君) 田利議員の「本町のゼロカーボン宣言に係る今後の取組について」の一般質問にお答えします。

本町では、令和3年9月に足寄町ゼロカーボンシティ宣言をし、2050年までに本町における温室効果ガスの実質排出ゼロを目指しております。その宣言に基づき、自然エネルギーやバイオマスなどの再生可能エネルギー等の活用を通し、町の活性化につなげていくため、令和4年10月に足寄町再生可能エネルギー導入計画を策定しました。

本年度は、今後の行政での具体的な施策を示す足寄町地球温暖化対策実行計画(事

務事業編)の策定を行う予定となっております。また、町全体でゼロカーボンに向けた具体的な取組を進めるための指針となる足寄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、令和6年度に策定する予定としており、現在のところ、今後に向けた具体的な取組を御報告できる状況にはありませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、広報あしよろにゼロカーボンに向けた各種情報を毎月掲載しており、今後も積極的な情報提供に努めてまいります。

また、「職員の通勤時にマイカーを使わないようにできないか」についてですが、本町においては、平成29年度から十勝定住自立圏共生ビジョンに基づいて、十勝管内全市町村が参加する「とち市町村一斉ノーカーデー」に取り組んでおり、毎年6月から9月までの第1金曜日の計4回、職員の通勤時に徒歩や自転車の利用を呼びかけ、マイカー利用の自粛に努めております。

本町では、公共交通機関が十分に整備されていないことなどから、職員全員がマイカーを使わず通勤することは不可能と考えますが、温室効果ガスの縮減や職員の健康増進等のために、関係部局と協議の上、徒歩や自転車通勤を今後とも奨励してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(高橋秀樹君) 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番(田利正文君) 今答弁いただいたわけですが、これでは議論にならないですね。ここで何を言いたかったかということだけ先にちょっとお伝えしておきたいと思います。でないと、一般質問に立った意味がないと思いますので。

一つは、短くして2行だけしか書きませんでした。12万5,000年間で最も気温

が高い。そんなことがなぜ分かったのかという話ですとか、それから温室効果ガスの平均濃度が観測史上最高を更新したとかというニュースが出てましたので、これについてその後いろいろな新聞報道が、もちろんテレビでもそうなのですけれども、それからドバイでしたか、で世界的な取組が行われていますよね。その中でも世界中の今の取組では間に合わないということが警告されています。そして、一番強烈だったのは、私自身ですけれども、国連の事務総長が地球温暖化と呼ぶのでは生ぬるいと言ったかどうか知りませんが、ただ言ったのは「グローバルボイリング」、地球沸騰化という表現で警鐘を鳴らしたというのは物すごい大きいのではないかと私は思っているのですよね。その意味で、本格的に足寄町、あるいは足寄の地域でどうするかということとは後で町長が言われてました、地域編だから令和6年だと言ってましたけれども、その辺が出てくるともっと具体的になるのかなという気がしますがそれでもね。本格的にやはりそこを議論していく必要があるのではないかというふうに思えてならないのですよ。行政、それから団体、もちろん個人も含めてですね。地域の中でそういうことを議論されていく中で、それをどう具体化していくのか。世界は世界、国は国、けれども足寄町はどうするか、足寄の地域はどうするかということが明らかになっていかないと駄目なのではないのかなという気がするのですね。

それで、2番目のところにあえて書いたのですけれども、町職員の皆さんと十分な議論を踏まえて、合意の上でマイカーを、ゼロにするというわけではないですよ。もちろんマイカー使わなければ来られない人もいるわけですから。そうではなくて、可能のところは使わないということができないだろうかと。なぜそうなのかというと、例えばこの議会に来られている記者の方いらっしゃいますよね。それから傍聴に来

られた方、あるいはむすびれっじに来られた方が役場に来ます。来たときに、この駐車場ががらがらしていたら、どうしたのとなりませんか。なりますよね。まず聞きに来ますよ。どうしたのと。実はこうこうこういうことでとなるじゃないですか。そういう話題になると。目にも見えるし話題になると。しかもそれはお金かかりませんよね。行政として何億円必要ありませんよね。そういう意味では、議論して合意できるところからやれることではないのかなという思いがあったものですから、ぜひ町長のほうでそれ決断していただいて、職員の皆さんと本当に腹を割ってというのですか、議論していただいて、そういうことが可能でないのかという思いがありましたので、そこをぜひ今後十分考えていただいて、実行に移していただけないかなということを書いて、ここは終わりにしたいと思います。

二つ目に入ります。

里見が丘公園などの管理についてというところに行きたいと思います。

里見が丘公園の大型遊具が設置されて以後、町内外の多くの人が利用しています。

以下の点について伺います。

一つ、国道から里見が丘公園（遊具のあるところ）への案内板の設置計画はないでしょうか。

例えば、山手通りの西町7丁目にある「ネイパルあしよる」の案内看板のようなイラスト入りのものが好ましいと、私は思っています。

二つ目、総合体育館前にある公園の全体案内板、この補修計画はあるでしょうか。

三つ目、各大型遊具のところに、ふわふわドームのところにあるような「御利用上の注意」の看板が必要ではないでしょうか。

四つ目、キャンプ場から温泉浴場までの園内路造成計画はどうなっているでしょうか。

五つ目、パークゴルフ場のスタート台とゴールまでの距離案内板の補修・整備計画はあるでしょうか。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「里見が丘公園等の管理について」の一般質問にお答えします。

1点目の「国道から里見が丘公園（遊具のあるところ）への案内看板の設置計画」につきましては、遊具等の設置場所にたどり着けないとの御意見を各方面から頂いておりますので、今年度中に設置をしたいと考えております。

次に、2点目の「総合体育館前にある公園の全体案内板の補修計画」につきましては、経年劣化による退色等により文字等の判明ができない状況となっておりますので、修繕に向けて検討しております。

次に、3点目の「各大型遊具のところらふわふわドームのところにあるような「御利用上の注意」の看板が必要」につきましても、来年度の設置に向けて検討しているところでございます。

次に、4点目の「キャンプ場から温泉浴場までの園内路造成計画」につきましては、里見が丘公園内の幹線園路は、令和4年度及び令和5年度の2か年で総合体育館前から野球場まで、本年度は旧青少年会館前からキャンプ場駐車場までを整備いたしました。

キャンプ場から温泉浴場までの園路につきましては、令和2年5月里見が丘公園整備計画の見直しを行った際に、当面整備を見送ることといたしましたが、本年4月にオープンした温泉浴場施設やふわふわドームなどの大型遊具等は、町内外から多くの方々に御利用いただいていることから、これら施設とキャンプ場を結ぶ園路を整備する必要があるものと判断し、来年度から2か年をかけて整備する方向で検討しておりますので、御理解を賜りますようお願い

を申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、5点目のパークゴルフ場に関する質問につきましては、教育委員会教育長から答弁をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、田利議員の「里見が丘公園等の管理について」の一般質問についてお答えします。

5点目の「パークゴルフ場のスタート台とゴールまでの距離案内板の補修・整備」についてですが、里見が丘公園のパークゴルフ場の各コースに設置しているスタート台や距離案内板については、競技団体である足寄町パークゴルフ協会との連携を図りつつ、必要に応じてスタート台の張り替えや距離案内板の書き換えなどを行っております。

今後引き続き、利用者の視点に立った施設管理と競技環境の向上に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 確認をするという意味で再質問させていただきたいと思っております。

看板は今年度内に設置するということですけれども、通告書で言いましたネイパル足寄に行く看板、ああいう感じのものになるかどうかという意味があるのですけれども、言えば、車で来られて国道から入るときに看板を見て、こういうのがあるのだねと、イラスト入ってますよね、あそこのはね。プールなら泳ぐもの、パークゴルフならパークゴルフのものがあるとかとなっております。そういうのが入るのかどうかとい

うことをお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） お答えをいたします。

田利議員おっしゃっている町道の西町7丁目の総泉寺さんの前からネイパル足寄に向かっていく坂道のところについている看板のことだと思いますけれども、当初こちらのような大きな看板を設置することを一時考えましたが、まず国道に当然設置するのが一番分かりやすいのかなということで、帯広開発建設部の足寄道路事務所さんのほうと協議をさせていただきました。結果、このような大型看板を国道に設置してある案内標識のところに共架をしようとしていたのですが、その辺につきましては今現在は許可を出せないという御返事を頂いたものですから、最終的にどのようにするかを課内で考えたのですが、あくまでも国道に設置する場合は単独で足寄町が設置して占用をいただくか、もしくは既存に設置してある国道に足寄町が設置しておりますデザイン街路灯というのがございますので、そちらのほうに共架をして看板を設置するという方法を考えました。

一番安価にできるのは、デザイン街路灯のほうに添架することですので、ネイパル足寄のような大型の看板は設置は不可能ということで、あくまでも里見が丘公園まで何キロという表示をする案内看板を設置する方向で考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） これも高校のほうから下りてくる道路から、年配の方が来られて、車止めて、止まってくれと言われて聞かれたのが、まず一つは温泉どこにあるのだというのですよ。そうやって言われてみて、はっと思ったのです。神社のほうからずっと上がっていきますよね。上がっていったら当初は何も温泉の看板どこ

にもないのですよ。だから多分分らないなと思ったのが一つですね。それからもう一つは、親子連れの若いお母さんが来られていて、大型遊具のところに、ふわふわドームのところにいきたいのだけれども、どこから行くのと言われたのですよ。それにしたら、今だったらスマホかナビで分かるのでないかと思ったのですね。私は地元にいるからまさかカーナビ使ってそこ行ったことはありません。改めてやったら、中古車なものですから、出ないのですよ。里見が丘公園と入れたら、全然違うところ出てくるのですね。スマホでやったらちゃんと出てくるのですよ。そういうことがあったのでないかという気が勝手にしたのですけれどもね。それでどこかに、入り口に、本別側から来られても陸別側から来られても芽登側から来られても、どこから来られても分かるところに一定の道路標識ではないか、案内板がやはり必要なのかなと思いました。よく見ていると、芽登から来たら、旧芝桜公園のところから来るときにキャンプ場入るところに里見が丘公園とでっかい看板ありますね。ああいうのがあれば一番いいのですけれどもね。あそこにキャンプ場入り口と書いてあるのですよ。それがあつたのですけれども、6年度から2年かけて園内路をつくると、今言っていましたよね。そうすると、旧芝桜公園のところから入ったところから真っすぐ総合体育館やパークゴルフ場や温泉のほうにも行けるわけですよ。

行けないのですか。園内路ができてもしそれはできない。そうか。

そうすると、単純に考えたら、今回今年できた入り口から入ってキャンプ場の駐車場までの道路ができた。あれにつながって総合体育館のほうまで下りられる道路ができるのかと思ったものですからね。それができると、直接行けるから、看板が2か所必要なのかなと思ったのです。それができなければ別ですね。分かりました。

それで、もう一つは、郊南の交差点のところには、例えば公園がこちらにありますとか何も一つも多分ないですよ。それ必要でないかと思うのです。それはどうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 先ほど町長がお答えいたしましたとおり、今年度の既定予算で先ほど言った国道のデザイン街路灯に添架する看板のほか、あと足寄神社さんの前ぐらいに里見が丘公園という看板がありますけれども、そちらのほうに温泉浴場とか遊戯広場という名称をつけて案内をする看板を設置する予定であります。

国道につきましても、今年度ではございませんけれども、来年度の予定ですけれども、郊南の国道とあと陸別方面から来たほうから分かるような位置に、里見が丘公園までの案内標示の看板を設置する予定であります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） キャンプ場に、先ほどの高速道路の話もありましたけれども、キャンプ場に何日か泊まって道東観光をするという方が年に何組か来るそうですね。そのときに、一つは温泉が分からない、ふわふわドームのところ分からないという話がありましたし、それから行きにくいということがあったのですよ。だから、そういうことも含めて随所随所に、ここから入れるのだよという、大きいのはできないというから小さいのだけでもつける必要があると思うので、そこをちょっとお願いしたいと思います。

次に行きますけれども、総合体育館の前にある全体の看板ですね。町長の答弁ありましたけれども、色が剥げていて見えなくなってきています。あれをそのまま使うのであれば、絵図面というのですかね、絵をそっくり書き換えてもらって、今は右に1

から14までずっと並べてあるのですね。例えば上見えなかったのですけれども、テニスコートとか和弓遠的場だとか、メロディーつり橋とかと14まで書かれているのですよ。あれをそこに書かないで、図を大きくして図のところに点をつけて、ここにメロディー橋ありますとか、ゴルフ場がありますとかというふうに入れたほうが、今のやつを使う範囲ではより見やすいのではないかという気がしたものですから、その辺もちょっと考慮してほしいなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、非常に経年劣化によって、非常に見づらくなってきているという状況でありまして、看板のていをなしていないという状況にはなっています。それで、今後検討していくわけですけれども、道路の話も先ほどしましたけれども、今後道路もまた少し直していく部分もあって、公園のほうとそれからキャンプ場のほうともつなげるような形にできればというように思っておりますので、そういう道路も出来上がった段階できちんとした看板をつくったほうがいいのかなど。一度つくってももう一回道路が出来上がったらまた直さなければならなくなるというようなこともありますので、きちんと二度手間にならないように、一定の道路等も出来上がって、言ってみれば里見が丘公園の整備が一定程度終わったよという段階で看板については直したほうがいいのかというように思っているところであります。

ただそうはいつでも、見づらいだとか、どこに何があるのかよく分からないだとかというようなことも当然あるわけですから、そういったことも含めて、来年度また、きちんとした看板はやはり出来上がったからになると思いますけれども、その前の段階でやはり1年なり2年なり、公園を使う人たちが分かるような、暫定的なもの

でも何か考えなければならぬのかなというようにも含めて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私もそう思って、園内路がいつできるのかだとか、入り口が二つあるのではないかという話をしたのは、そこなのですけれどもね。だから、お金をかけないで今ある看板に上から貼ってもらう感じで取りあえず、当面こうなっていますと。いずれ出来上がったときにはと書いておいてもいいと思うのですよ。そうすればみんな納得してくれると思うのですね。

もう一つは、園内路をどこからどういうふうにつながるのですか。そこを聞きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 予定といたしましては、里見が丘の総合体育館の前からずっと真っすぐ西側のほうに向かって、山側のほうに向かって行って、野球場と自由広場の間を通過して、それからちょっと曲がって、こっちから行ったら左に曲がって、南側のほうに曲がって、パークゴルフ場の横をずっと通って行って、国道に近いところまで行くとまた道路があるのですけれども、そこまでは行かないで、ちょっとした駐車場があるので、その辺りからぐっと里見が丘の旧青少年会館の入り口のところです、あそこに向かっていく道路をつけたいというように考えています。

ちょっと角度が、勾配というのですかね、勾配がちょっとありまして、急な坂にちょっとなるような状況にはなるのですけれども、そこを通っていくと、里見が丘の今の青少年会館の前辺りに出てきて、そのままキャンプ場のほうに行けるというような、そんなことで考えているところであります。

来年、再来年ぐらいの2年間ぐらいで整

備をしていくというような形になるかというように思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 次に移ります。

大型遊具のところに注意啓発の看板が必要でないかという思いがあるのですけれども、これもお子さん連れの方から指摘されて、ターザンロープというのですか、ぶら下がっていくやつ、あれが危ないと言われて見に行ったのです、私。見に行ったら、ちょうど若いお母さんと子供さんがいて、それで遊んでいたのです。それをずっと見ていたのですよね。見ていたけれども、悲しいかな、今小さい子供いないものですから分からないのですよ、何が危険なのかというのが。もう一回聞いてきて、そういうことかと分かったのですけれども、それで改めてずっと遊具のところ回ってみたのですよ。そうしたら、ふわふわドームのところにはカラーでこういう大きい看板で、丸がいっぱいついてあって、必ず大人がきちんといてくださいとかといろいろ書いてある。何歳から何歳までとかと。けれどもターザンロープのところには、それから滑り台にも書いてないのですよ。何かあるかといったら、建造物の鉄柱ありますね。鉄柱にシールが貼ってあるのですよ。だから遊具メーカーが貼ったのかなという気はするのですけれども、注意事項が小さく書いてあるのです。しかも目線が私の目線ですから、160センチの目線で貼ってあるのですよ。あれは大型遊具の管理者のほうからすれば手抜きでないかという気がしたのですよね、正直言いますと。あれは町で貼ったものでしょうか。鉄柱に貼ってあるやつというのは。大型滑り台とか何かに貼っているのはそうなのです。ふわふわドームだけ看板2枚あるのです、カラーで。そこだけがきちんと書いてあるのですけれども、そういうのがないのですけれども、その辺はどこで貼ったのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） きちんと分かっているわけではありませんけれども、多分業者の方が遊具を設置したときにつけているものというふうに思っているのですけれども、何でもかんでも看板をとというのいかなものかなという気はしますけれども、ただやはりみんなが分かるように、気をつけなければならないことというのはやはりあるわけですから、そのことについてあまり見づらいうであればやはり分かりやすいような形の表示のほうがいいのかなというようには思います。ちょっとどういう状況なのかそれだけではやはり不十分で、ふわふわドームのところにあるような、そういったものがあるのか、果たしてもっと違うものがあるのか、そういったことも含めて来年度の中で検討しながら、設置したほうがいいのかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 終わりです。いいですか。明日やりますか。では明日。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終了いたします。

◎ 延会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りいたします。

本日はこれで延会としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎ 延会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本日はこれで延会いたします。

次回の会議は、12月18日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまです。

